

論文編

『播磨国風土記』にみえる古代の福崎

松下正和

はじめに

ここで採り上げようとする『風土記』は、和銅六年（七一三）の官命に応え、地方の各国庁で編纂された報告書のことである。しかし、この風土記は、編述の当初から風土記を書名としたものではなかった。常陸国風土記の冒頭には、「常陸国司解 申_レ古老相伝旧聞_二事」とあり、これは、諸官庁から上級官庁あるいは太政官へ上申する公文書の様式である「解」の事書に相当する。つまり、当初から「風土記」という書名が与えられていたわけではなかったのである。風土記の書名が登場するのは、三善清行の意見封事（延喜十四年<九一四>）にみえるのが初出である。

それでは後に風土記と呼ばれるようになった報告書はどのように作成するよう命じられているのか、その規定についてみてみよう。『続日本紀』同年五月甲子条によれば、

五月甲子。制。畿内七道諸国。郡郷名著_レ好字_一。其郡内所_レ生。銀・銅・彩色・草・木・禽獸・魚・虫等物。具録_二色目_一。及土地沃瘠。山川原野名号所由。又古老相伝旧聞異事。載_二于史籍_一亦宜言上。とあり、ここに命じられているのは、①郡郷の地名には好字（嘉字）を付ける、②郡内の産物についての目録、③土地の肥沃状態、④山川原野の名称の由来、⑤古老が伝える旧聞異事（伝承）について文書に記し、言上報告せよとある。古代において、王が土地の由来を「知」ることは、まさに「治」ることに通じ、統治することと同義であった。このように畿内七道諸国全国に命じた風土記の編纂であったが、奈良時代の風土記として現在に伝わっているものは、出雲・常陸・豊後・肥前と播磨の計五国しかなく、他の諸国は逸文を残すのみとなっている。その点、播磨は幸いであった。

現存の播磨国風土記は、巻首と明石郡の記事を欠損して賀古郡以下神前郡も含め計十郡の記事を伝えているが、赤穂郡の記事は全くない。また、出雲国風土記のような巻末の署名もない。記事の配列のあり方からも整理編集が未完了で、中央に提出した報告書の正文ではなく、国庁に残存した稿本を伝本祖とするのではないかと、考えられている。年代については、本文の用字法から和銅六年の官命後程なく編述されたものという。

伝本は平安期の書写と鑑定されている天理大学附属天理図書館所蔵の三条西家伝来本が唯一のもので、近世に柳原紀光（寛政八年<一七九六>転写）と谷森善臣（嘉永五年<一八五二>転写）によって転写されて伝播するに至っている。校訂では文久三年（一八六三）に初稿ができた栗田寛の『標注古風土記』や、敷田年治の『標注播磨風土記』（明治二〇年<一八八七>）が早い。

古代の基本史料である六国史には、神崎郡に関する記事は数カ所しか登場しない。そのため、神崎郡の記事を含んでいる播磨国風土記は、神崎郡の古代を知る上で大変貴重かつ重要な史料となる。本報告書では、神崎郡のうち福崎に関わる三つの里の記事に注目することで、古代の福崎の姿に迫ってみたい。

1章 律令制下の神崎郡概要

律令制下の郡 律令制下には中央集権的な地方制度が確立し、全国は原則として、国一郡一里システムのもとに組織された。福崎町域の人々は、この時期、播磨国の神崎郡の管轄下におかれることになった。

各郡には郡を治める郡の役人（郡司）がいた。郡司は大領・少領・主政・主帳の四等官から成り立っていた。その定数は郡の大きさによって異なっていたが、郡司は他の律令官人と違い、基本的には終身官で、現地の有力者の中から国司が推挙して任命した。

残念ながら、神崎郡司となった氏族名を明確に示す史料は残されていない。しかし、『加西市史』（第八巻）の調査成果によれば、隣の賀茂郡既多寺（現在の加西市殿原町「殿原廃寺跡」付近に比定する説あり）の大智度論の奥書（天平六年<七三四>十一月書写）には、神崎郡の知識名、写経事業のスポンサーとして「佐伯直等美女」（巻三六）や「六人部奈伎佐」（巻三七）の名が記載されていることが明らかとなった。つまり、郡内において、佐伯直氏や六人部氏などが有力者であった可能性も考えられる。とするならば、それらの氏から郡領氏族が輩出されていたかもしれない。

養老戸令定郡条によれば、郡の等級には大（二〇～一六里）・上（一五～一二）・中（一一～八）・下（七～四）・小（三・二）があり、神崎郡は風土記編纂時で六里、『倭名類聚抄』の編纂時で五郷であったので、平安前期まで「下郡」であったことがわかる。

神崎郡衙 郡の役所は郡衙と呼ばれる。一般の住居跡とは区別して官衙（役所）跡であると認定する場合、発掘調査により総柱の倉庫跡などの遺構や瓦などの建物跡を検出するか、官庁名や官人名を書いた木簡や墨書土器、硯・鈔帯（かたい 巡方・じゅんぽう 丸鞆・まるとも 緑釉などの発見といった官人の活動がうかがえる痕跡を必要とする。

播磨国内で郡衙跡として明確に判明しているのは、明石郡衙跡とされる吉田南遺跡（神戸市西区）などがあるだけで、ほとんど明らかになっていない。神崎郡の場合も同様で、明確な郡衙跡は検出されていない。福崎町高岡の矢口遺跡では遺構は全くないものの鍍金された金銅製の帯金具（鈔帯）が出土し

郡名	『播磨国風土記』			『和名抄』		
	里数	①	②	郷数	①	②
明石	(記載なし)	—	—	6 (神戸)	中	下
賀古	4 (駅家)	中	下	6 (余戸、夷俘)	中	下
印南	4	中	下	5 (余戸)	中	下
飾磨	16	中	大	14 (余戸)	中	上
揖保	18	中	大	19 (余戸、神戸)	中	大
赤穂	(記載なし)	—	—	8	中	中
佐用	6	中	下	8	中	中
宍粟	7	中	下	8	中	中
神崎	6	中	下	5	中	下
多可	4	中	下	6	中	下
賀茂	12	中	上	9 (夷俘)	中	中
美囊	4	中	下	5 (夷俘)	中	下
計	81			99		

『和名抄』は大東急記念文庫本による。

①大化改新詔第2条		②養老戸令定郡条	
大郡	40～31里		
中郡	30～4里		
		大郡	20～16里
		上郡	15～12里
		中郡	11～8里
		下郡	7～4里
下郡	3里以下	小郡	3～2里

ている。同様に市川町沢構遺跡でも、建物などの明確な遺構は見つかっていないものの、墨書・刻書土器が出土している。また香寺町土師の東前畑遺跡から硯として使用されていた須恵器の墨書が発見されている。同遺跡からは奈良時代中葉のものと思われる大型の掘立柱建物が見つかっており、詳しい性格は不明ながらも何らかの官衙に関連する施設と見られている。今後の調査に期待したい。

神崎郡内の里（郷） 『播磨国風土記』によると、神崎郡には六つの里、すなわちはにおか聖岡・かわのべ川辺・たかおか高岡・ただ多駝・かげやま蔭山・いくはべ的部の六里があった（推定所在地については右図参照）。福崎町域が属した里は、江戸時代の村に関わる史料などを参照して、川辺里の南側（旧田原村付近）と高岡里（旧福崎村付近）、多駝里の北側（旧八千種村付近）であったと推定されている。

ここにいう里という組織は、七世紀中葉に創出された五十戸の制度に由来し、七世紀末の天武朝末年から持統朝初年にかけて「五十戸」という表記を改めて「里」としたものであることが、近年の七世紀木簡の増大により判明している。一方、『播磨国風土記』にみえる里名の変更記事は、庚寅年（六九〇）に集中している。庚寅年は庚寅年籍とよばれる戸籍が作成された年にあたり、戸を単位として人々を戸籍に登録することと、里の編成作業が対応していたことがうかがえる。このように里はあくまでも人為的な組織であり、村などの自然な人の集まりとは性質を異にするものであった。

この里の制度については、八世紀前半に早くも変更が加えられ、霊亀二年（七一六）から養老二年（七一八）にかけて、里を「郷」に改め、旧来の里である「郷」の内部に二、三の「こざと里」を設ける、いわゆる郷里制が実施された。天平一〇年（七三八）に「播磨国神崎郡蔭山郷田中里」の人である辛人麻呂が調銭を貢進したことを示す木簡が、平城京から出土しており、当郡でも郷里制が施行され、田中里という里があったことがわかる。

二条大路木簡（平城京左京三条二坊八坪二条大路濠状遺構（南）、SD5100）

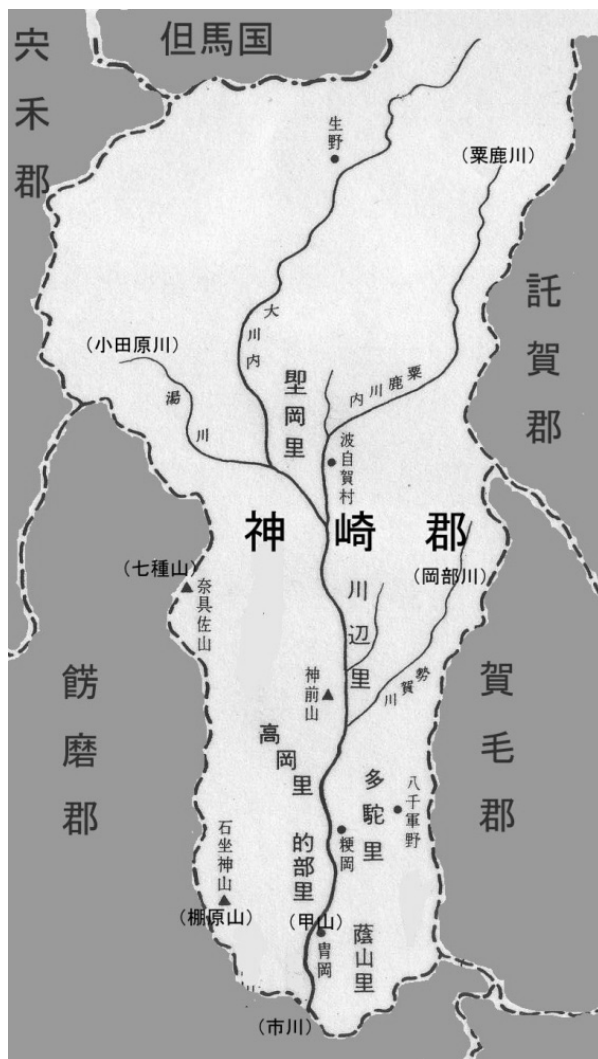
（表）播磨国神崎郡蔭山郷田中里戸辛人麻呂調銭老貫

（裏）天平十年十月

城 31-29 下(431) 150×16×5 032 形式

ただし天平一二年頃、この「こざと里」の制度は廃止され、「国—郡—郷」制となり、郡郷の地域的呼称は形式的には中世にも継承された。形式だけからすれば、『播磨国風土記』の里が『和名抄』の郷になったようにも見える。

しかし、両者の異同をみると、前者の神崎郡条では聖岡里・川辺里・高岡里・多駝里・蔭山里・的部



里の六里があげられているが、後者では埴岡・蔭山・川辺・的部の四郷が共通し、高岡・多駝の二郷が消滅している代わりに、新たに槻田郷の名が見える。在地における新たな村落形成の動向の中で周辺の里と共に新たな郷に再編されたのであろう。これは、七世紀以降の集落跡の発掘調査成果と合わせながら検討する必要があるので、今後の課題としたい。

遺跡番号	遺跡の名称	遺跡の所在地	遺跡の時代										遺跡の種類										調査歴	備考			
			旧	縄	弥	古	奈	平	中	近	他	散	集	貝	都	官	城	寺	古	穴	墓	産			他		
410062	福井谷遺跡	八千種字福井谷			●	●	●	●							●											1	
410081	大門遺跡皿池ノ下地区	東田原字皿池ノ下		●	●	●	●	●	●						●											1	
410084	西広畑遺跡	西田原字西広畑			●	●	●	●	●						●											1	
410085	大門岡ノ下遺跡	東田原字岡ノ下			●	●	●	●	●						●											1	
410087	円光寺山西古墳	西治字円光寺山		●	●	●	●	●	●						●											1	
410110	加谷谷垣ノ内遺跡	東田原字垣ノ内			●	●	●	●	●						●											1	
410111	加谷谷大谷遺跡	東田原字大谷		●	●	●	●	●	●						●											1	
410112	加谷谷藪下五反畑遺跡	東田原字藪下五反畑				●	●	●	●						●											1	
410114	八千種庄上野田遺跡	八千種字上野田		●	●	●	●	●	●						●											1	
410119	八千種庄春日遺跡	八千種字春日		●	●	●	●	●	●						●											1	
410120	八千種庄宮ノ池沢遺跡	八千種字宮ノ池沢		●	●	●	●	●	●						●											1	
410121	八千種庄文治遺跡	八千種字文治		●	●	●	●	●	●						●											1	
410127	池ノ谷中池遺跡	西田原字池谷				●	●	●	●						●											1	

▲「兵庫県遺跡データベース（兵庫県立考古博物館提供）」より古墳～平安期集落遺跡を抽出

2章 『播磨国風土記』にみえる古代の福崎

ここでは、三条西家本「播磨国風土記」（天理大学附属天理図書館所蔵、国宝）神前郡条のうち現在の福崎町内に該当する地名起源説話部分をとりあげ、各条の史料校訂の結果と注釈について記す。底本である三条西家本「播磨国風土記」の本文なお校訂にあたり参照した注釈書については、次のように略記した。史料本文と訓読は、主に沖森卓也・佐藤信・矢嶋泉『播磨国風土記』（山川出版社、2005）の本文編・訓読文編を参照した。なお、掲載するにあたり諸注釈書を参考に返り点と句読点を付した。

【凡例】底本＝三条西家本「播磨国風土記」（『天理図書館善本和書之部第一巻 古代史籍集』八木書店、1972）、新考＝井上通泰『播磨国風土記新考』（大岡山書店、1931）、大系＝秋本吉郎『日本古典文学大系 2 風土記』（岩波書店、1958）、新編＝植垣節也『新編日本古典文学全集 5 風土記』（小学館、1997）、山川＝沖森卓也・佐藤信・矢嶋泉『播磨国風土記』（山川出版社、2005）

(1) 神前郡条

【本文】神前郡。右、所_二以号_一神前_一者、伊和大神之子建石敷命、山^①使^②村在_二於神前山_一。乃、因_二神在_一為_レ名。故、曰_二神前郡_一。

【訓読】神前郡。右、神前と号くる所以は、伊和大神の子建石敷命、山使村の神前山に在しき。乃、神在せるに因りて名とす。故、神前郡と曰ふ。

①底本「山使村」の位置が文脈上やや不自然なため、大系は「当国風土記の山名の書式例により神前山の傍書補筆が本文へ誤入したものとすべき」とする説、新考のように「神前山」の上へ移すべきという説もあるが、底本のままにしておく。

②福崎町の山崎という地名や山崎北方の南麓にある山崎明神社の社名により、大系は「埼」と改めるが、底本を尊重しもとのままとした。

神前山 伊和大神の建石敷命（神崎郡開拓のシンボル）が鎮座する神前山は、現在の神崎山に比定されている。神崎山の南麓にある二之宮神社はまさにこの山の遙拝所となっている。この山頂には、大岩があるとのことであるが、確認できなかった。いずれ現地の方の案内を得たい。おそらく、この大岩は建石敷命の依代と考えられていたのだろう。さて、風土記に見える「山使村」は、近世でいう「山崎村」の写し間違いの可能性がある。中世の『播磨国内神名帳』には神崎郡十二社中に「鎮守山崎明神」がある。これは、山崎村とかかわりの深い神社であったと考えられる。いずれにせよ、郡名の由来となるような、山が福崎町にあったことは確かであろう。二〇〇五年一月に大河内町と合併した神崎町の神崎という町名は、昭和三〇年に粟賀村・大山村・越知谷村が合併して成立したものであり、古い町名ではない。むしろ、神崎郡の中心は福崎町付近にあったとみてよいだろう。

二之宮神社と境内社山寄明神との関係 『兵庫県神社誌』によれば、二之宮神社の祭神は大年神・坂戸神の他は不詳とある。同書所収の「神社調書」には、祭神が建石敷命とあるも、後付の感がある。祭神の建石敷命は、宍粟市一宮町の伊和神社の祭神である伊和大神の御子神として位置づけられているが、しかしこの二之宮神社の社名は、伊和神社（播磨国一宮）に対する「二宮」から来ているのではない。播磨国の二宮は多可郡の荒田神社だからである。むしろこの「二之宮」という名称は、高岡荘（郷）の一宮（高岡字上山）、二宮、三宮（高岡字穴虫ノ上）のひとつから来ているらしい。その意味では、中世以降の名称であろう。鎌谷木三次説によれば、むしろ境内社の山寄明神に着目すべきという。現在の祭神はウガノミタマであるが、もとは山崎明神で、「寄」という字は「寄」などの書き誤りがあるまま定着したのではないかとしている。また本来神崎山の大岩を祀っていた山崎明神は、建石敷命を祭神としていたが、文明年間に二之宮神社が高岡字塩田から現在地（旧山崎明神の社地）に遷祀したことで、山崎明神が二之宮神社下に入り、いつしか祭神も変えられたのではないかと想定されている。中世・近世史料をあたる中で、祭神や境内地の変化を追うことが必要かと思われるが、今後の検討課題にしたい。

伊和大神と建石敷命 嫌がる^{ひかみのとめ}氷上刀売を讃伎日子神^{さぬきひこのかみ}が無理に妻問いして拒絶されたとき、氷上刀売に雇われて、彼女を讃伎日子神から守ったと『播磨国風土記』（都麻里条）に記されているのは、建石命であった。氷上は丹波国氷上郡を指すのだろう。

他にも、託賀郡の法太里^{はふた}は、讃伎日子神と建石命が戦い、讃伎日子神が負けて逃げていく際に、手でもって這って去っていったために、^{はふた}葡田という。甕坂は、建石命が讃伎日子神をこの坂に追い払って御冠をこの坂に置いたので名付けた（一説には、丹波と播磨の境目を決めた時に、大甕を掘って埋めて境としたからともいう）、とする伝承もある（『同』法太里条）

仮に、大系説のように、建石敷命と建石命が同一の神をさすものとすれば、伊和大神とつながりをもつ高岡里の勢力が、丹波と協力して讃岐の勢力を追いやったとする遠い記憶の神話的表現であった可能性が高い。

(2) 神前郡川辺里条

【本文】 川辺里。勢賀川。砥川山。土中下。此村居_レ於_レ川辺_一。故、号_レ川辺里_一。所_レ以^①勢賀_一者、品太天皇狩_レ於_レ此川内_一、猪鹿多。約_レ出^②於_レ此处_一殺。故、曰_レ勢賀_一。所_レ以_レ云_レ砥川山_一者、彼山砥。故、曰_レ砥川山_一。至^③_レ于_レ星出_一狩、殺。故、山名_レ星肆_一。

【訓読】 川^{かは} 辺^{のべ} 里^{のさと}。勢^せ 賀^{かが} 川^{がわ}。砥^と 川^{かは} 山^{やま}。土^{つち} は 中^{なか} の 下^{しも} なり。此^こ の 村^{むら}、川^{かは} の 辺^べ に 居^あ り。故^{かれ}、川^{かは} 辺^{のべ} 里^{のさと} と 号^{なづ} く。勢^せ 賀^か と

いふ所以は、品太天皇、此の川内に狩したまひしに、猪鹿多にあり。此処に約き出して殺したまひき。故、勢賀と曰ふ。砥川山と云ふ所以は、彼の山に砥あり。故砥川山と曰ふ。星出づるに至るまで狩して、殺したまひき。故、山を星肆と名づく。

①新考・大系ともに、所以の下に「号」か「云」のいずれかを補うべきであるとする。文脈からはそうだが、底本のままにしておく。

②新考は、約出の「出」は下文の「彼山」の下にあるべきなのが誤入したかと想定する。また「約」の字も「阨」（ふさがる・せまいの意）などの誤字かとする。

③新考は、「至于星出狩殺故山名星肆」の十一文字を、「故曰勢賀」の次にあるべきとする。大系も、勢賀川の記事に追録した記事が不適当な位置に挿入させられたものとして、新考に従い記載位置を訂正している。しかし、砥川山の伝説上の名称が星肆であり、同一の山を指すので、位置を訂正する必要はなく、底本のままにしておく。

砥川山 大系などでは「遺称なく所在地不明」とあるが、市川町浅野の山をさすか。

「浅野と小畑を結ぶ道は「天神坂」と呼ばれています。小畑天満神社の前を通るために、この名がついたのでしょうか。ここには、おもしろい言い伝えがあります。毎年11月になると、日本国中の神さまが出雲大社に集まることになっています。小畑天満神社の神さまも、この坂を越えて出雲へ向うわけですが、坂の頂上から少し浅野の下ったところに砥石の材料となる石が山からむき出しになっています。神さまはここで包丁を砥いでから、出雲へ行きます。そして、全国から集まった神様たちの料理番となって、腕をふるうそうです。浅野には砥石に適した石がたくさん出ていたそうです」

（『ぶらりいちかわ散歩道—総集編—』市川町教育委員会、2006）



(3) 神前郡高岡里条

【本文】高岡里。神前山。奈具佐山。土中々。右、云_二高岡_一者、此里有_二高岡_一。故、号_二高岡_一。神^①前山。与_レ上同。奈具佐山。生_レ檜。不_レ知_二其由_一。

【訓読】高岡里。神前山。奈具佐山。土は中の中なり。右、高岡と云ふは、此の里に高さ岡有り。故、高岡と号_二。神前山。上と同じ。奈具佐山。檜生ふ。其の由を知らず。

①底本では「前神山」。山川も底本を尊重し「前神山」。大系・新編は上文どおり「神前山」に校訂。大系・新編に従い、「神前山」とする。

(4) 神前郡多駝里条

【本文】多駝^①里。邑曰野。八千軍野。^②粳岡。土中下。所_三以号_二多駝^①者、品太天皇巡行之時、大御伴人佐伯部^③等始祖阿我乃古、申_三欲_二請此土_一。爾時、天皇勅云、直請哉。故、曰_二多駝^①。所_三以云_二邑曰野_一者、阿遲須伎高日古尼命神在_二於新次社^④、造_二神宮於此野_一之時、意保和知苺廻為_レ院^⑤。故、名_二邑曰野_一。粳^⑥岡者、伊和大神与_二天日杵命_一二神、各發_レ軍相戰。爾時、大神之軍集而舂_レ稻之。其粳聚為_レ丘^⑦。一云、掘^⑧城処者、品太天皇御俗^⑨、参度来百濟人等、随^⑩有俗_二造_レ城居之。又^⑪、其籩置粳云_レ墓、又、云_二城牟礼山_一。其孫等、川辺里三人夜代等。所_三以云_二八千軍_一者、天日杵命軍在_二八千_一。故、曰_二八千軍野_一。

【訓読】多駝里。邑曰野。八千軍野。粳岡。土は中の下なり。多駝と号くる所以は、品太天皇、巡行でましし時に、大御伴人佐伯部等が始祖阿我乃古、「此の土を請はまく欲す」と申しき。爾時に、天皇勅して云ひたまひしく、「直に請ふかも」といひたまひき。故、多駝と曰ふ。邑曰野と云ふ所以は、阿遲須伎高日古尼命神、新次社に在して、神宮を此の野に造りたまひし時に、意保和知を苺廻して院としたまひき。故、邑曰野と名づく。粳岡といふは、伊和大神と天日杵命と二の神、各軍を發して相戦ひたまひき。爾時に、大神の軍、集ひて稻を舂きき。其の粳聚りて丘とありき。一云はく、「城を掘りし処なり」といふ。品太天皇の御俗に、参度り来し百濟人等、有俗の随に城を造りて居りき。又、其の籩置ける粳は墓と云ひ、又、城牟礼山と云ふ。其の孫等は、川辺里の三人夜代等なり。八千軍と云ふ所以は、天日杵命の軍、八千在りき。故、八千軍野と云ふ。

- ①底本では、旁を「也」に作る。大系は、駝の異体「駝」の省画または誤字とする。
- ②大系は、「粳岡」が「八千軍野」の前に記し順序が異なる、粳岡は追録かと指摘する。
- ③新考は「等」を「直」の誤りとする。大系も「佐伯直等」とあるべきかとするも底本のままにする。
- ④底本は、「神社」。「神」を見せ消し。
- ⑤底本は、旁を「宛」の如く作る。大系は「院」の異体または誤字として「院」に校正。
- ⑥大系は、以下の一条を「恐らく追録記事。書式例によれば『所以云粳岡者』とあるべきところ」とする。
- ⑦底本は、「一丘」の合体字のような字形。大系は「或は『一丘』とすべきか。この下に書式例によれば「故曰粳岡」の如きがあるべきところ。記事未整備の故であろう」とする。
- ⑧底本、木偏に誤る。
- ⑨新考、「代」また「世」の誤りとするが、大系は底本のまま。
- ⑩底本、「隋」に誤る。
- ⑪大系は、「又其籩」以下一三文字は底「一云掘城」以下「造城居之」まで二六字の次にある。文意によって前後させた。或はもと一三字一行に書写したものを行を誤り写したのか」とする。新編も移動。山川は底本のまま。移動した方が文意は通じるか。

佐伯 『播磨国風土記』神前郡壒岡里条によると、大川内と湯川にそれぞれ約三〇人の「異俗人」が住むとあり、郡内には倭王権により移住させられた蝦夷やその末裔と称する集団が居住していたらしい。またその一部は、香寺町域にも居住していたようで、『新撰姓氏録』佐伯直条（右京皇別）では、応神天皇が針間に巡行した際に、稻背入彦命の子孫伊許自別が、当郡の瓦村の川上にいる「蝦夷」らを見だし、後に彼らは「佐伯」に改められたと伝えている。これらのことから、蝦夷の系譜を引く佐伯（佐伯

部)は、神前郡を流れる市川の中流域から上流域にかけて居を構え、その有力な根拠地が聖岡里と的部里付近にあったといえるだろう。

この佐伯と関連して、『播磨国風土記』神前郡多駝里条は、佐伯部らの始祖である阿我乃古^{あがのこ}が、応神に対しこの土地を「直に(直接に)請うた」という地名起源説話を載せる。しかし、この佐伯と、稻背入彦命の子孫の針間別佐伯直氏とは系譜上全く異なる氏族のようである。始祖のアガノコは、『日本書紀』仁徳天皇四〇年条に登場する。仁徳は、播磨の佐伯直阿俄能胡らを派遣して隼別皇子を追討させるも(二月条)、阿俄能胡が仁徳の意に反し雌鳥皇女の玉を奪っていたことが判明し、贖罪のために「私地」を献上したとある(是年条)。つまり、『播磨国風土記』にみえるアガノコを始祖にもつ多駝里条の「佐伯部」は、蝦夷の後裔ではなく、「佐伯直」の写し間違いの可能性が高い。さきの『新撰姓氏録』によれば、天皇が伊許自別に対して、「宜しく汝、君としてこれ(佐伯)を治むべし」と勅し、針間別佐伯直氏の氏名を賜り、庚午年(六七〇)にさらに佐伯直氏に改姓されたとある。この神崎郡の佐伯直氏は、賀茂郡既多寺大智度論の知識名にも見え、賀茂郡とのつながりをうかがわせる。

一方、佐伯部とは、佐伯直らが管理する部民で、戦闘などで捕虜となった蝦夷の呼称である。夷俘郷や夷俘長の存在から播磨国内には多くの蝦夷が移配されていることが明らかとなっている。特に神崎郡内には、先に見た瓦村に住む蝦夷の伝承や、聖岡里の大川内と湯川の「異俗人」伝承があることから、神崎郡内の蝦夷の集住は奈良期を遡る可能性もある。詳細な検証は省略するが、加古川流域の印南郡・賀古郡・美囊郡・賀茂郡、市川流域の神崎郡、揖保川流域の揖保郡には蝦夷の末裔としての佐伯部とそれを管理する佐伯直氏の分布がうかがえるのである。

佐伯と播磨の禁野の分布の相関性 播磨国内の禁野は、神崎郡をはじめ、賀古郡・印南郡・賀茂郡にあった。

ここで注目すべきなのは、佐伯直氏と佐伯部の分布状況は、禁野の所在地を包摂している点である。それでは、佐伯直氏・佐伯部の分布状況と禁野の所在地との相関関係は何を示しているのであろうか。

ここで佐伯氏と禁野の関係を示す説話を見てみよう。仁徳天皇が摂津の菟餓野の地で皇后とともに鹿の鳴き声を聞いて慰みとしていたところ、ある日鳴き声がしなくなった。ちょうど猪名県から食肉が贄として貢納されてきたところから、鹿を殺したのが猪名県の佐伯部であることが判明する。天皇は怒って安芸国へ遠ざけたとするものである(『日本書紀』仁徳天皇三八年七月条)。この伝承の核となる事実としては、佐伯部が狩猟を特技とする部民であり、猪名県からの食料の貢納を日常の職務としていたという点である。ここから、狩猟を得意とする彼らが、ヤマト王権下で軍事力として政策的に配置されていたことがうかがえるのである。

猪名県の所在は確かではないが、後に「為奈野牧」が置かれ、また王族や藤原氏の狩猟地となった伊丹台地から猪名川下流域の平原に想定されている。

このことから、王権の狩猟地としての禁野を確保し、狩猟民としての佐伯部が軍事的に配置されていたことがわかる。播磨における、佐伯直・佐伯部の分布と禁野の密接な関連は、大化前代における佐伯直氏による禁野の管理をあらわしているとみてよいだろう。なお『播磨国風土記』の記述によれば、神崎郡多駝里には「邑日野」「八千軍野」がみえる。また的部里には「高野」という地名もみえる。遺称地がなく、また佐伯氏との関連がうかがえないため、『日本三代実録』元慶六年(八八二)一二月二日己未条にみえる神崎郡の「北河添野」「前河原」の比定地は残念ながら不明であるが、風土記にみえる神崎郡内の「野」を禁野の一つとして考慮しておきたい。

八千軍 語源論的に「ヤチ（谷間の湿地）クサ（草）ノ（野）」（鎌谷木三次説）と解釈するのが、実際の地理的な景観と適合的かもしれないが、ここでは、王権の「野」、禁野としての「野」という側面に注目したい。詳細は、前項目を参照のこと。

靉岡 六、七世紀の頃、倭王権が日本列島各地に設定した支配・経営のための拠点「ミヤケ」という。『日本書紀』では「屯倉」と記されるが、実際には多様な表記があった。またイヌカイ（犬養・犬飼）は、犬を飼育し番犬を率いて屯倉の守衛にあたった犬養部に由来するという研究がある。犬飼の地名が古代まで遡ることを明らかにしなければ、断定はできないが、神崎郡域にも屯倉に奉仕するための番犬を飼育する犬養部の存在を想定することもできるだろう。

ところで、『播磨国風土記』には応神天皇による猪鹿の狩猟伝承が記されている。

勢賀というわけは、品太天皇（応神）がこの川岸の盆地で狩りをしていて、その際に猪・鹿をたくさんここにせめ出して殺したので、勢賀という（神前郡川辺里勢賀川条）

弓矢で獲物を射止めた場合は、その旨を明記しているので、ここでは猟犬による狩りと考えてよいだろう。犬養部の目的としては、猟犬ではなく番犬の飼育が有力視されているが、応神の猟犬伝承の分布から、両者は無関係ではないと考えられる。本郡には、王が巡行する際に猟犬を提供しうる犬養部が存在していたのであろう。

福崎町域が含まれる神前郡は、倭王権と古くから密接な関係を結んでいた。『播磨国風土記』によると、神前郡多駝里には、百済人が古代山城として築いた「城牟礼山」が存在したとあり、その百済人の子孫が川辺里の三宅人夜代たちであると伝えている。また、藤原京からは、神前評川辺里の三宅人荒人という人物によって献上された荷札木簡が出土している。

藤原京木簡（藤原京左京十一条三坊西南坪（雷丘北方遺跡）、SD2740B）

（表）神前評川辺里

（裏）三宅人荒人倭

飛鳥藤原京 2-3616（荷札集成-209・飛 11-12 下（16）・木研 14-26 頁-3(1)）

128×30×5 033 形式

つまり、荒人はミヤケにちなむウチ名を有していた。もちろん風土記の記載をそのままの事実として神前郡に相当する地にミヤケがあったと直ちに結論づけることはできないが、犬養伝承とミヤケの相関性から考えて、応神天皇の猟犬伝承は、神前郡内にもある時期ミヤケがあったことの反映を示しているとみてよいだろう。

おわりに

福崎町にかかわる三つの里について記事を検討してきた。高岡里は、伊和大神・建石（敷）命や丹波・多可郡とも関わりの深い地として、川辺里は、王権のミヤケの所在地として、多駝里は、渡来人の住む先進地帯として描かれ、福崎町内の三つの里は南北の河川交通と、賀茂郡との関係に見られるような東西の交通という、二つの交通の結節点としての要衝の地であった。またそれだけにとどまらず、福崎町域に、王権と在地の豪族・渡来系氏族にとってそれぞれに重要な地域的役割があること、郡域をこえるような様々なレベルの地域圏の中に福崎町域が含まれていることがわかった。しかしながら、大化前代から平安期にかけての長期的な視野からの地域史の構築、考古学の発掘成果の反映という点については不十分なものにならざるをえなかった。来年度の課題にしたい。